

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月18日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第13号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。
別表中「字大橋辺」を「大橋辺」に改める。

附 則

この規則は、平成21年3月28日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)